



鳥取県公報

平成13年 1月 9日(火)

第 7 2 4 5 号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則	児童虐待の防止等に関する法律第9条第1項の規定による立入調査の証票に関する規則（子育て支援課）.....	1
告 示	特定非営利活動法人の設立の認証の申請（県民生活課）.....	2
	木材業者及び製材業者の登録（林務課）.....	2
	基本測量の終了（管理課）.....	3
	土地区画整理組合の理事の氏名及び住所（都市計画課）.....	3
	出納長の権限に属する事務の一部の委任（会計課）.....	4
正 誤	平成12年12月19日付鳥取県告示第700号中訂正.....	4

規 則

児童虐待の防止等に関する法律第9条第1項の規定による立入調査の証票に関する規則をここに公布する。

平成13年 1月 9日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第1号

児童虐待の防止等に関する法律第9条第1項の規定による立入調査の証票に関する規則

児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第9条第1項に規定する証票の様式を次のように定める。

（表面）縦5.5センチメートル
横9センチメートル

立 入 調 査 証 票	
第 号	年 月 日交付
所 属	
職氏名	
<p>上記の者は、児童虐待の防止等に関する法律第9条の規定による立入調査又は質問をする職権を行う者であることを証明する。</p>	
職 氏 名	印

(裏面)

児童虐待の防止等に関する法律 (抄)

(立入調査等)

第9条 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第1号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第10号及び第11号に掲げる書類は、平成13年2月12日までの間、鳥取県生活環境部県民生活課において公衆の縦覧に供する。

平成13年1月9日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 申請のあった年月日

平成12年12月12日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人国際経済文化交流協会

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

山根 幹生

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

米子市福市1234 - 10

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、中国河北省婦人国際経済文化交流局との連携をもとに中国・ネパール・インド等と友好を結び相互の文化、芸術、教育の幅広い交流と協力を促進すると共に青少年の健全育成に関する事業を行い、地域社会に寄与することを目的とする。

鳥取県告示第2号

鳥取県木材業者及び製材業者登録条例(昭和30年鳥取県条例第34号)第6条第1項の規定に基づき、次のとおり木材業者及び製材業者を登録したので、同条第2項の規定により告示する。

平成13年 1月 9日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 木材業者

登録番号	登録年月日	住所又は所在地	氏名又は名称及び代表者の氏名
八 木 第 6 号	平成12年 12月20日	八頭郡船岡町大字船岡285 - 1	佐々木善廣
米 木 第 4 号	平成12年 7月 6日	西伯郡西伯町大字馬場219	前田則夫
米 木 第 5 号	平成12年 8月 3日	米子市泉706 - 216	協同組合レングス 理事長 岩坂和男

2 製材業者

登録番号	登録年月日	住所又は所在地	氏名又は名称及び代表者の氏名
八 製 第 3 号	平成12年 12月20日	八頭郡船岡町大字船岡285 - 1	佐々木善廣
米 製 第 2 号	平成12年 6月 1日	西伯郡会見町天万946 - 4	植田均
米 製 第 3 号	平成12年 8月 3日	米子市泉706 - 216	協同組合レングス 理事長 岩坂和男

鳥取県告示第3号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

平成13年 1月 9日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 作 業 種 類 基本測量（特定地域高精度三次元測量）
- 2 作 業 地 域 米子市、東伯郡赤崎町、西伯郡岸本町、日吉津村、淀江町、大山町、名和町及び中山町並びに日野郡日南町、日野町、江府町及び溝口町
- 3 終了年月日 平成12年12月22日

鳥取県告示第4号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定に基づき、鳥取市円護寺団地第二土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出があったので、同条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成13年 1月 9日

鳥取県知事 片 山 善 博

氏 名	住 所
石 原 幸 夫	鳥取市円護寺87
石 原 義 親	鳥取市円護寺91 - 5

岩 田 米 治	鳥取市北園一丁目91
上 田 耕 一	鳥取市円護寺64 - 4
川 口 喜代治	鳥取市円護寺223
坂 口 千代子	鳥取市円護寺239 - 6
澤 田 誠	鳥取市相生町二丁目411
渋 川 勝 美	鳥取市円護寺229
田 中 孝 子	鳥取市円護寺166
谷 本 富美雄	鳥取市円護寺111 - 4
豊 田 壽 子	鳥取市円護寺101
豊 田 喜 雄	鳥取市円護寺101
中 嶋 正 雄	鳥取市円護寺94 - 1
村 尾 純 一	鳥取市円護寺136
山 中 壽 子	鳥取市円護寺106
山 中 の ぶ	鳥取市円護寺106
美 澤 新 市	鳥取市円護寺325
石 田 廣 志	鳥取市円護寺227
神 崎 隆 行	鳥取市円護寺175

鳥取県告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、出納長をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第5項において準用する同法第170条第4項後段の規定により告示する。

平成13年1月9日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 委任させた事務

次の公演に係る入場料の収納事務

公 演 名	期 日	会 場
こどもの四季コンサート（春編）	平成13年3月25日	鳥取県立童謡館多目的ホール

2 委任を受けた出納員

鳥取県企画部文化振興課

主幹 西尾孝之

3 委任期間

平成13年1月29日から同年3月26日まで

正 誤

する。

頁	行	誤	正
2	11及び13	新たに画する町の名称	区域を変更する字の名称

